

広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島文教大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び文部科学省が所管する独立法人から配分される、競争的資金等を中心とした公募型の研究資金（以下、「公的研究費」という。）の運営及び管理についての基本的な事項を定めることにより、公的研究費に係る適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者とは、本学において教育・研究又は研究補助に携わる者をいう。
- (2) 構成員とは、本学の教職員及び学生等本学の公的研究費の運営管理に関わるすべての者をいう。
- (3) 不正使用とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は当該公的研究費の交付決定の内容及び条件に違反した使用をいう。
- (4) コンプライアンス教育とは、不正使用を事前に防止するために、本学が構成員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用に関する取扱い、それに伴う責任及び自身のような行為が不正使用に該当するか等を理解させるために実施する教育をいう。

(責任体制)

第3条 本学に研究機関を統括し、公的研究費について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）並びに構成員のコンプライアンス教育推進を統括管理する者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者には、学長を充て、統括管理責任者には、副学長（校務運営担当）を充てる。また、コンプライアンス推進責任者には、高等教育研究センター長を充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者が責任を持って公的研究の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、研究者が責任を持って公的研究の運営・管理が行えるよう、指揮・監督しなければならない。また、不正防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、構成員の公的研究費の運営・管理について次の責任を負う。

- (1) 不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、学部・研究科内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 6 公的研究費に係る事務処理に関する権限と責任を有する者として事務処理責任者を置き、学園統括部長を充てる。

第4条 公的研究費に係る業務を次の者に分担させる。

- (1) 出納責任者は、経理課長とする。
- (2) 出納担当者は、経理課担当職員とする。
- (3) 物品管理責任者は、学園統括部長とする。
- (4) 物品保管責任者は、研究者とする。
- (5) 物品調達責任者は、総合支援課長とする。
- (6) 物品調達担当者は、総合支援課担当職員とする。
- (7) 物品検収責任者は、総合支援課長とする。
- (8) 物品検収担当者は、総合支援課担当職員とする。

(規則の運用)

第5条 最高管理責任者は、明確かつ統一的な運用が行えるよう、この規則の見直しを行わなければならない。

(職務権限の明確化)

第6条 構成員は、公的研究費の事務処理に関する権限と責任について理解を共有し、この規則に定める事務処理手続きに基づき、職務権限に応じた明確な決裁手続き等を行わなければならない。

(コンプライアンス教育の実施等)

第7条 構成員は、常に適正な公的研究費の運営・管理を心がけなければならない。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理の責任体系のもと、構成員に対してコンプライアンス教育を実施する。
- 3 コンプライアンス教育は、広島文教大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する内規に基づいて実施する倫理教育とする。
- 4 コンプライアンス教育の一環として内部監査報告等の結果を構成員に周知し、不正の防止を徹底する。
- 5 構成員は、少なくとも年度内に1回はコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 6 構成員は、コンプライアンス教育を受講したうえで、誓約書を提出し、本学において適正な公的研究費の運営・管理を推進することを確約しなければならない。

7 構成員は、前項に定める誓約書を提出することにより、はじめて公的研究費の運営・管理を行うことができる。

8 コンプライアンス推進責任者は、構成員のコンプライアンス教育の受講及び誓約書の提出について管理しなければならない。

(行動規範)

第8条 構成員は、公的研究は公的資金によるものであり、本学の責任において管理するものであることを十分に理解し、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令及び規則を遵守するものとする。

(不正に係る調査及び懲戒)

第9条 公的研究費の不正に係る調査及び懲戒に関する手続き等は、次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者は、告発等を受けた日から30日以内に、調査を実施するか否かを決定し、調査を実施する場合には、公的研究費配分機関（以下、「配分機関」という。）及び文部科学省に報告する。

(2) 最高管理責任者は、調査を実施することを決定した場合、速やかに公的研究費調査会（以下「調査会」という。）を設置し、調査を命ずる。

(3) 調査は、調査の実施決定後、30日以内に実施することとする。

(4) 調査会は、副学長（教学担当）を主査とし、最高管理責任者が指名する者で構成する。なお、調査は公正かつ透明性の確保が必須であるため、本学に属さずかつ本学及び告発者、被告発者との直接の利害関係を有しない第三者（弁護士、公認会計士等）を半数以上含むこととする。

(5) 最高管理責任者が調査会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、10日以内に異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(6) 調査会は、関係資料等の保全及び関係者の事情聴取等の調査を実施し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(7) 関係者は、調査会の調査に協力しなければならない。

(8) 調査会は、調査開始から120日以内に結果をまとめ、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(9) 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査会は併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与える。

(10) 調査会は被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの

認定を行う。

- (11) 最高管理責任者は、本条第8号の報告に基づき被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に対し文書で通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (12) 最高管理責任者は、調査の案件が、公的研究費の取扱いに係る不正行為であって、被告発者が現に当該調査対象となっている公的研究費の交付を受けている場合は、必要に応じて、当該公的研究費の使用停止を命じることができる。
- (13) 最高管理責任者は、不正の事実が懲戒処分に相当すると判断したときは、理事長にその旨を上申しなければならない。
- (14) 調査会の事務は、学長室において処理する。

(不服申立て)

第10条 不正行為と認定された被告発者は、前条第11号の通知を受け取ってから、10日以内に調査会に対して不服申立てをすることができる。なお、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、前条第9号を準用する。）は、その認定について、前条第9号より前条第11号の通知を受け取ってから、10日以内に不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査会（前号の調査会に代わる者を含む。以下第10条において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該調査の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的と判断されるときは、以後の不服申立てを受け付けないこととする。

(配分機関及び文部科学省への報告及び現地調査等への協力)

第11条 最高管理責任者は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び文部科学省に報告、協議する。

- 2 最高管理責任者は告発等のあった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を提出する。
- 3 最高管理責任者は調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。

4 最高管理責任者は配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書等を提出する。

5 最高管理責任者は調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に関して配分機関及び文部科学省が実施する現地調査等に応じる。

(再調査)

第12条 調査会は、不服申し立てに基づき、再調査を行う旨の決定を行った場合には被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

2 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

3 調査会が再調査を開始した場合は、目安として50日以内に再調査を終え、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。また、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

4 第10条第2項の悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

5 第10条第2項の不服申立てについては、30日以内に再調査を行い、調査会はその結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。また最高管理責任者は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第13条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、その他特に不開示とする必要があると認められる場合を除く事項を公表する。

2 前項の調査の過程で当該告発が悪意に基づくものであると認められた場合には、その旨を公表する。

(不正防止経過の策定・実施等)

第14条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及び具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正の防止を図る。

第15条 最高管理責任者は、率先して自ら不正防止に対応するとともに、不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

2 不正防止計画の推進を担当する者を置き、学長室長を充てる。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第16条 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うよう指導しなければならない。

- 2 事務処理責任者は、公的資金を研究者及び費目ごとに管理しなければならない。
- 3 研究者は、常に予算の執行状況を把握し、研究を推進しなければならない。
- 4 研究者及び職員は、緊密な連携の下で予算執行を行わなければならない。

(物品の調達等)

第17条 物品の調達等は、次の手続き等により行う。

- (1) 研究者は、見積書を事務処理責任者に提出する。
- (2) 事務処理責任者は、物品調達申込書により学長の決裁を受け、その決裁書類により物品調達責任者は、業者へ発注する。
- (3) 業者からの納品は、納品書・請求書等を添え、物品調達責任者に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときは、物品調達責任者の了解を得て、直接研究室等へ納品することができる。
- (4) 物品検収担当者は、適正に納品されたことが確認された場合は、業者から納品書及び請求書を受領する。
- (5) 出納責任者は、納品書及び請求書に基づき、支払決議書により学長の決裁を受けた後、業者への支払を行う。
- (6) 物品調達責任者がやむを得ないと認めた場合は、研究者は立替払いにより物品を調達することができるものとする。この場合は、研究者は、物品調達後速やかに、領収書等を添えて物品検収担当者の検収を受けるものとする。

(旅費の支出等)

第18条 旅費の支出等は、学校法人武田学園旅費規程によるほか、特に、次のことに留意して行うものとする。

- (1) 研究者は、事前に旅行命令伺書を総合支援課に提出し、学長の決裁を受けなければならない。
- (2) 研究者は、旅行命令伺書に研究目的との関連用務を具体的に記載しなければならない。
- (3) 研究者は、出張終了後速やかに、復命書を総合支援課に提出しなければならない。
- (4) 研究者は、復命書に出張の事実を証明できる書類等を添付しなければならない。

(謝金の支出等)

第19条 謝金の支出等は、次の手続き等により行う。

- (1) 研究者は、非常勤職員を雇用する場合は、必要理由を明記した雇用計画書を最高管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 研究者及び事務処理責任者は、雇用予定者と面談し、雇用条件等を説明しなければならない。

- (3) 研究者は、非常勤職員の雇用について最高管理責任者の決裁を受けなければならない。
- (4) 最高管理責任者は、雇用条件等を明記した人事異動通知書を非常勤職員に交付するものとする。
- (5) 非常勤職員の出勤簿は、総合支援課が管理する。
- (6) 非常勤職員は、勤務の都度、出勤簿に押印するものとする。
- (7) 総合支援課は、月末又は雇用期間が終了した時には、非常勤職員の出勤簿を確認しなければならない。
- (8) 研究者及び総合支援課は、連携して勤務の実態把握に努めなければならない。
- (9) 最高管理責任者は、勤務の実績に基づき、謝金を支払うものとする。

(その他の経費の支出)

第20条 物件費、旅費及び非常勤職員の経費以外の経費の支出等については、第17条の規定により適正に処理するものとする。

2 データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の作成開発、又は機器の保守点検等の特殊な役務に関する支出については、検収を次のとおり行う。又、必要に応じ、データや仕様書等を専門の知識を有する発注者以外の者が確認を行う。

- (1) 有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等により物品検収担当者が検収を行う。
- (2) 有形の成果物がない場合は、完了報告書等の書類、研究者並びに業者等への聞き取り調査及び現場確認等により検収を行う。

(業者からの誓約書の徴収)

第21条 事務処理責任者は、本学の公的研究費不正使用防止に関する方針およびルールを周知するために、取引業者に対し、誓約書の提出を求める。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

(不正取引に関与した業者への対応)

第22条 公的研究費の執行に関して、研究者及び職員と不正な取引に関与した業者については、不正が発覚又は判明した時点で、直ちに本学との商行為を禁止し、取引停止等の処分を行う。

(情報の伝達を確保する体制の確立)

第23条 最高管理責任者は、ルールに関する理解を学内の関係者に浸透させるとともに、学内外からの情報が適切に伝達される体制を構築しなければならない。

- 2 公的研究費に係る事務処理手続及び使用に関するルール等に関しての学内外からの相談に対応する相談窓口は、総合支援課とする。
- 3 学内外からの不正に係る情報の通報(告発)の窓口は、学長室とする。
- 4 学長室において不正に係る情報を得た場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 5 前項の報告があった場合は、最高管理責任者は、第9条に規定に基づく必要な措置を講じなければならない。
- 6 最高管理責任者は、通報者の保護及び誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じなければならない。
- 7 通報(告発)窓口は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 8 本学の公的研究費の不正防止の取り組みをホームページ等で学内外に公表するものとする。

(モニタリング及び内部監査)

第24条 公的研究費の適正な運営・管理を推進するため、最高管理責任者の指示の下にモニタリング及び内部監査を行うための内部監査担当を置く。

- 2 内部監査は、広島文教大学における公的研究費の内部監査マニュアルにより行うものとする。
- 3 研究者及び職員は、内部監査に協力しなければならない。
- 4 内部監査の担当者は、研究者及び職員に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 5 内部監査の担当者は、内部監査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(データの保存、開示)

第25条 研究者は自身の研究成果に対し自己防衛ができるよう、データを10年間保存し適切に管理しなければならない。保存方法としては原則、第三者により検証できるような記録媒体で保存することとする。

- 2 研究者は統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の求めがあった場合、保存しているデータを開示しなければならない。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の管理・監査等に必要な事項は、学長が別に定める。

第27条 この規則に係わる事務は、総合支援課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。